

社会福祉法人 気づき福祉会

旅費・交通費 支給規程

(目的)

第1条 給与規程第34条の規定により、社会福祉法人気づき福祉会 旅費・交通費支給規程を定める。この規程による旅費・交通費は、職務のため命令を受け、出張したときに支給する。

(旅費・交通費の種類)

第2条 旅費・交通費の種類は、鉄道運賃、船賃、航空運賃、自動車運賃、日当、宿泊料及び食事料とする。

- 2 鉄道運賃、船賃、航空運賃については、路程に応じた旅客運賃等により支給する。
- 3 自動車運賃は、路程に応じて定額又は実費額により支給する。
- 4 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。
- 5 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜あたりの定額により支給する。
- 6 食事料は、旅行中の夜数に応じ1夜あたりの定額により支給する。

(旅費・交通費の計算)

第3条 旅費・交通費は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法により計算する。
ただし、職務上必要ある時、天災その他やむを得ない事情がある時は、現に必要とした経費をもってその旅費・交通費とする。

(宿泊料)

第4条 宿泊料の額は、あらかじめ宿泊地における治安や利便を考慮した合理的な宿泊先と料金を選定して許可を受けた場合に、税込みの宿泊料のみ実費を支給する。

(食事料)

第5条 食事料の額は、別表の定額による。

(日当)

第6条 日当の額は、別表の定額による。
2 日当は宿泊を伴う場合にのみ支給する。

(研修出張)

第7条 研修出張、研修大会、講習会への参加出張において、参加費その他の名目です
でに旅費相当額が支給されている場合には、重複する部分の旅費・交通費は支給し
ない

(旅費・交通費の調整)

第8条 旅費・交通費の支給にあたって、上級職の者と同行する者には、上級者の等級
区分を適用して旅費・交通費を支給することができる。

(施行の期日)

第9条 この規程は平成12年 4月 1日から施行する。

平成15年 4月 1日改正

平成21年 4月 1日改正

平成26年10月16日改正

別表

宿泊料・日当・食事料

	利用クラス等	日当（1日につき）	食事料（1夜につき）
理事・監事	普通	4,000円	2,000円
部課長級以上	普通	3,000円	2,000円
主任社員	普通	2,500円	1,500円
一般社員	普通	2,000円	1,500円